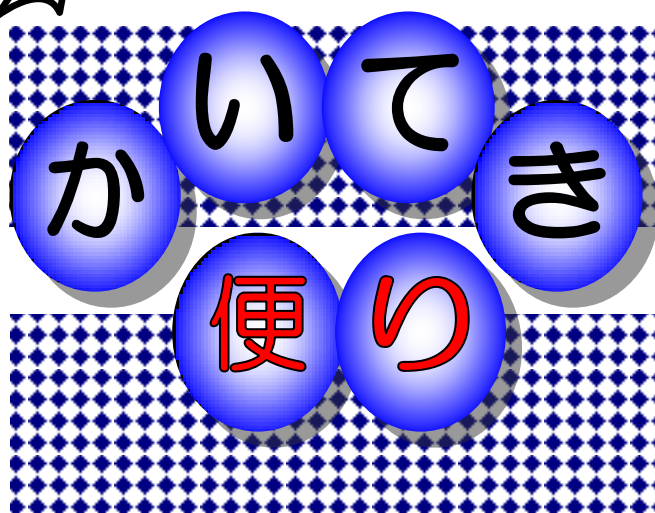


★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★



平成27年2月1日発行 第127号

## INDEX

### ○報酬算定・運営基準

「八王子市の中核市移行による指定権限移譲に伴う事務等について」

「介護予防・日常生活支援総合事業のみなし指定に係る不要の申し出について」

「通所介護・通所リハビリテーション事業所における事業所規模の確認・変更について」

「居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算チェックシートの届出について」

### ○お知らせ

「訪問看護ステーションに係る個別経営相談会について」

「平成26年度指定更新事業者研修会を実施します」

### ○注意

「インフルエンザの流行警報発表に伴う予防及びまん延防止対策の徹底について」

## 報酬算定・運営基準

### ○ 八王子市の中核市移行による指定権限移譲に伴う事務等について

平成27年4月1日より八王子市は中核市に移行します。これに伴い八王子市内の高齢者施設、居宅サービス、居宅介護支援、介護予防サービスの許認可、指定等の権限は都から八王子市に移譲されます。このため、移行後は八王子市が新規指定、指定更新、変更届出等の事務手続きを行います。

移行後の主な事務手続きは以下の通りです。

(新規指定申請の受付)

○平成27年4月1日指定分までは ⇒ 東京都

○平成27年5月1日指定分以降は ⇒ 八王子市

(指定更新申請の受付・更新通知事務)

○平成27年9月1日更新分までは ⇒ 申請受付：東京都 更新通知：八王子市

○平成27年10月1日更新分以降は ⇒ 八王子市

(変更届等の提出先)

○平成27年3月31日まで（郵送の場合は必着）は ⇒ 東京都

○平成27年4月1日以降は ⇒ 八王子市

なお、平成27年4月以降、既存の事業所・施設を八王子市内又は市外に移転される場合は、廃止・新規の手続きが必要となりますので、事前にご相談ください。

【上記に関する問合せ先】

八王子市役所 福祉部 高齢者いきいき課 事業者指定担当

042-620-7452

## ○ 介護予防・日常生活支援総合事業のみなし指定に係る不要の申し出について

平成 26 年 6 月に公布された「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成 26 年法律第 83 号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）による介護保険法の改正により、介護予防サービスのうち介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）に移行し、平成 29 年度までに全ての区市町村で実施することとされています。

その際、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の指定を受けている事業者（以下「介護予防サービス事業者」という。）は、総合事業の指定を受けたものとみなす経過措置（いわゆる「みなし指定」）が設けられています。ただし、総合事業に係るみなし指定を希望しない場合は、みなし指定の別段（不要）の申出を提出することとなっております。

総合事業に係るみなし指定を希望しない介護予防サービス事業者は、下記の提出先及び提出期限に従って、みなし指定の不要の申出を提出してください。

### <提出先>

東京都 及び 事業所が所在する区市町村

【東京都宛の送付先】

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者係

【事業所が所在する区市町村宛の送付先】

事業所が所在する区市町村の介護保険担当主管課へお尋ねください。

※事業所所在地ではない他の区市町村の被保険者が利用している場合は、当該他区市町村にも提出してください。

### <提出期限>

平成 27 年 3 月 31 日（火曜日）【必着】

### <申出事項>

参考様式（ホームページに掲載）のとおり

【東京都福祉保健局ホームページ】

東京都介護サービス情報>介護予防・日常生活支援総合事業のみなし指定について

[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/sougoujigyoyou\\_minashi.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/sougoujigyoyou_minashi.html)

【提出先及びお問い合わせ先】

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎24階

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4175

## ○ 通所介護・通所リハビリテーション事業所における事業所規模の確認・変更について

指定通所介護・指定通所リハビリテーション事業所における事業所規模による区分については、前年度の実績に基づき決定されます（平成12年老企第36号参照）。

つきましては、平成27年度も引続き事業を実施する全ての事業所は、平成26年度（4月から2月まで）の1月あたりの平均利用延人員数を計算し、平成27年度に算定する通所介護費・通所リハビリテーション費の規模区分を必ず確認してください。

（計算方法及び様式については以下のホームページ参照。）

また、平成26年度（4月から2月まで）の実績が6月に満たない事業所または、平成27年4月1日に定員を25%以上変更する事業所は、事業所の利用定員の90%に予定される1月あたりの平均営業日数を乗じて得た数を平均利用延人員数として用いて確認してください。

計算の結果、現在の規模区分から変更になる場合のみ必要書類をご提出ください。必要書類は以下のホームページからダウンロードできます（※規模区分に変更がない場合は、提出は不要です。）

受付期間 平成27年3月1日から3月16日(月曜日)まで【必着】

### ◆「通所介護」及び「通所リハビリテーション（老人保健施設除く）」

【東京都福祉保健局ホームページ】 →東京都介護サービス情報

（[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/index.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html)）

【提出及びお問い合わせ先】

〒163-0718 新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル18階

公益財団法人 東京都福祉保健財団事業者支援部事業者指定室 TEL03-3344-8517

### ◆通所リハビリテーション（老人保健施設みなし指定）

【東京都福祉保健局ホームページ】 →分野別>高齢者>高齢者施設>介護老人保健施設

（<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/rouken/index.html>）

【提出先及びお問い合わせ先】

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎24階

東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課施設運営係 TEL03-5320-4264

## ○ 居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算チェックシートの届出について

居宅介護支援事業所においては、半年ごとに居宅介護計画に位置付けた訪問介護、通所介護及び福祉用具貸与の3つのサービスについて、紹介率が最も高い法人（紹介率最高法人）の名称等について記載した「特定事業所集中減算チェックシート」を作成することになっています。

平成26年度後期分（判定期間：平成26年9月1日～平成27年2月28日）の受付期間は、3月1日から3月16日までです。3つのサービスのうち、いずれかのサービスについて、紹介率最高法人の割合が90%を超えた場合は、「正当な理由」の有無にかかわらず、必ずチェックシートを東京都に郵送してください。

<郵送先> 〒163-8001（住所不要） 東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者係  
チェックシートの様式、基準の詳細及び「正当な理由」の判断基準は、以下のホームページをご覧ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】

→東京都介護サービス情報>業務管理体制に係る届出・老人福祉法の届出等>特定事業所集中減算  
( [http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/gyoumutodoke/genzan.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/gyoumutodoke/genzan.html) )

【お問い合わせ先】 介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

## お知らせ

## ○ 訪問看護ステーションに係る個別経営相談会について

東京都では、都内の訪問看護ステーションの経営基盤の強化を支援することにより、訪問看護ステーションの安定的な運営を推進し、もって在宅における療養環境の向上と地域包括ケアの推進を図ることを目的として、訪問看護ステーションに係る経営に関する個別相談会を行います。詳細は東京都のホームページでご確認ください。

【対象者】 ・都内訪問看護ステーションの経営者・管理者・事務担当者の方  
・都内で訪問看護ステーションの開業を検討している方

【開催時期】 平成27年2月19日(木曜日)・20日(金曜日)・26日(木曜日)・27日(金曜日)  
午前10時～午後8時の間で1事業所あたり1時間

【相談会場】 東京都庁内会議室

【費用】 無料(東京都が負担します。)

【申込期限】 平成27年2月5日(木曜日)

※先着順で優先しておりますので、お早めにお申し込みください。

【申込方法】 「参加申込書」に必要事項を記入の上、FAXを委託先宛送付ください。

※「参加申込書」は、東京都のホームページに掲載しております。

※申込者多数の場合は、東京都において選定させていただきます。

【東京都福祉保健局ホームページ】→高齢者>介護保険>訪問看護推進総合事業>【募集中】平成26年度訪問看護ステーションに対する個別経営相談会事業

( <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/houkan/26kobetusoudan.html> )

【お問い合わせ先】 介護保険課 訪問看護推進担当 TEL03-5320-4267

## ○ 平成26年度指定更新事業者研修会を実施します

指定有効期限が平成27年7月31日から平成28年3月31日までの居宅サービス事業所の管理者等を対象に、更新事業者研修会を開催いたします。対象事業者に対しては、研修受託者の（公財）東京都福祉保健財団から受講票が送付されますので、必ずご持参ください。

- ◆ 日 時 平成27年2月19日（木曜日）13時00分から16時15分
- ◆ 場 所 なかのZERO 大ホール（中野区中野2-9-7）
- ◆ 目 的 1. 介護サービス利用者の尊厳の確保・介護サービスの質の向上  
2. 介護事業者の法令遵守の徹底

### 【お問い合わせ先】

（公財）東京都福祉保健財団 事業者指定室 03-3344-8517

## 注 意

## ○ インフルエンザの流行警報発表に伴う予防及びまん延防止対策の徹底について

東京都福祉保健局においてインフルエンザについては、平成26年12月18日付けで、インフルエンザの予防及びまん延防止対策について報道発表を行いました。平成26年第52週（12月22日から12月28日まで）の報告においても、定点当たりの患者報告数が流行警報基準を超えたことから、より一層の注意喚起のため、平成27年1月7日付けで報道発表を行いました。

各施設・事業者におかれましては、インフルエンザの予防により一層注意をいただき、インフルエンザの患者が発生した場合に備えて、施設内・事業者内の連絡体制、医療機関等の連絡先、発生時の対応についてまとめ掲示物にしておくなど、十分に対策を実施していただきますようお願いいたします。

### 【東京都福祉保健局ホームページ】

→東京都介護サービス情報→利用者の安全確保にかかる注意喚起→感染症・食中毒等について

→ 都内のインフルエンザ「流行警報」（平成27年1月7日付報道発表資料）

（[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/tyuui/kansen.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tyuui/kansen.html)）

### 【東京都感染症情報センターホームページ】

「東京都インフルエンザ流行状況」（<http://idsc.tokyo-eiken.go.jp/diseases/flu/flu/>）

「東京都インフルエンザ情報」（<http://idsc.tokyo-eiken.go.jp/flu/>）

### 【厚生労働省ホームページ】

「平成26年度 今冬のインフルエンザ総合対策について」

（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>）

「インフルエンザ施設内感染予防の手引き」

（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou01/dl/tebiki25.pdf>）